

## 住民監査請求に基づく監査結果に対する声明

- 1 これが監査なのかと唾然とする。監査対象議員からの聞き取りや書類をそのまま鵜呑みにした内容である。これが監査と言えるかどうか極めて疑問である。県議会議員に政務調査費を支給する上で、すなわち、県民の税金を使途する上で、透明性を確保するべきという立場の県民の声が、これほどまでに監査委員に届かないとは極めて遺憾である。呆れた監査であり、監査委員が県民の方を向いていないことを示す監査結果でもある。
- 2 具体的には、政務調査費については、まず県議会議長が定めた「政務調査費ガイドライン」を是として論じる見解(①)と、これを是とはしないで地方自治法第100条の14、ならびに同法同条の15に基づいて(そして裁判例にも依拠して)論じる見解(②)とがある。

何れの見解に立ったとしても、当該地方自治体(鳥取県)条例の規定を判断の基準にする事が求められ、ガイドラインの文言や記載例のみを取り上げて判断することは問題である。

今回の監査報告書の監査結果は、前者の見解(①)に照らして見ても杜撰な監査と言わざるを得ない。

- (1) 例えば、按分率に関するガイドラインの記述は「調査研究活動と他の活動とが混然一体となっている場合は、それぞれの活動内容の実績に応じた按分により充当することとし、その際の按分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により算定し明らかにする。」となっている。また、「出納簿、領収書の写しその他の証拠書類に按分率の根拠を明示すること。」と具体的に記載されている。

しかしながら、報告書5ページ(イ)監査の結果 a (ア)のa及びdからkまでの結果について の行の下5行目に記述は次のようになっている。

「また、証拠書類に按分の根拠を明示することとされているが、記載例においては具体的按分率を明示するに留めている。

したがって、議員が実態に応じて算定した按分率を明示している事は、ガイドラインの記載例のとおり処理であるため、問題ないと判断した。」

上記のような判断は、ガイドラインを是とする見地から見ても、十分な監

査をしたとは言えない。なぜならば、ガイドラインで根拠を求めているのは、政務調査費としての支出は、条例第4条の「県政に関する調査研究に資する支出に充てる」という規定に依拠しているからである。「ガイドラインの記載例のとおりであるから問題ない」としたのでは、はたして県政に関する調査研究にどの程度資する活動であったのかが全く不明であり、条例の規定に違反していると判断すべきではないか。

按分率に関する監査結果は6名の議員全員に当てはまる。

- (2) 「事務用消耗品の購入費はガイドラインで計上できる事となっている。」との判断があったが（報告書7ページ（2）尾崎薫議員 ア **（イ）監査の結果**）トイレットペーパーが条例第4条の「県政に関する調査研究に資する支出に充てる」という規定に合致して100%計上できると本気で考えているのか。
- (3) 県外出張に係る日当については、請求者から「政務調査活動は本来公務に該当しないので日当3,000円の支給は認められない」と主張したのに対して、報告書11ページの **エ 県外出張に係る日当について** **（イ）監査の結果** 「ガイドラインでは、県外出張において宿泊を伴う場合、1日当たり3,000円の日当を計上できることとなっている。この日当は、報酬としての性格はなく現地活動費（昼食代及び現地交通費）であり、調査の際に必要なものであるから問題ないと判断した。」と述べられている。

しかしながら、ガイドラインの調査研究費の項目欄に「県外出張において宿泊を伴う場合の日当の扱いについて」は何の記載も見当たらない。上記には現地活動費（昼食代及び現地交通費）として支給されると述べてあるが、ガイドラインでは「領収書による実費を原則とし」「領収書の徴収ができない場合は都市間交通費等早見表により算定した交通機関に係る料金を政務調査費の対象とすること。」となっている。ガイドラインを正確に読めば、日当3,000円を政務調査費として計上する根拠はないと判断すべきではないか。

- (4) ガイドラインを是としない見地からの見解 ②

政務調査費が県民の税金で賄われていることからして、本来「議員が調査研究するにあたっての費用」という地方自治法の文言については厳格な解釈が必要である。各地で政務調査費の不適正な支出に対する批判があり、これをめぐる裁判例も多数出されている。

市民オンブズ鳥取は、このたびの住民監査請求をするにあたり、ガイドラインに照らすだけでなく、裁判例の傾向からも不適正な支出と思われる政務調査費への計上や疑問点の指摘をした。

しかしながら、監査結果は、この見地からの判断を全く行なわず、これをあえて避けて、ガイドラインとの照合に終始した判断になっている。しかも、ガイドラインの本文だけでなく「ガイドライン記載例」にそれらしき事例があれば、それを是とするようなお粗末さである。

特に電話料金や自動車維持費の按分、新聞や雑誌等の資料購入費への支出、広報活動費の内容等々について、県民の税金を使って支給するに値する支出であったとの説明とその理解が得られるかどうかの判断が求められているにもかかわらず、何らの説明もない。

- 3 市民オンブズ鳥取は、県民の立場、市民感覚に基づいて、今後さらに政務調査費の使われ方をチェックしていく必要がある。

以上